

天台『観心食法』の研究（上）

大野 栄 人

一 はじめに

物を食することは、自からの生命を維持する上において、一日たりとも欠かすことはできない。しかし現実において、飲食するという行為は、生命を維持するためという本来の意義を失ない、ただ自からの五欲を満足させることに終始して、本質的根源的な問いかけを忘れてしまっているようである。その結果、己心の中に餓鬼心や畜生心や修羅心、ひいては地獄心まで養ない、自己の煩惱性から逃れられない存在形態をなすに至っている。

仏教において、律蔵はもとより、大小乗諸經典にさまざまな形で、飲食に関する厳しい規定が設けられた。解脱への道を歩むことを終極とする仏教の本質からいえば、当然の結果であるといえる。この『観心食法』は、大乘菩薩道の修行とは何か、という根源的な問いをふまえた講説である。一日も欠かせない食べるという行為こそが、己心の実相を知り、自

からを高揚させる修行法として完成させたものである。

『観心食法』は、現在、『大日本統蔵經』第二編第四套第一冊（通巻第九卷五五c）に収蔵されている。「天台智者大師」の撰号が付されている小篇の書である。この書が、撰号の如く、果して天台智顗の講説にかかるものか否か、従来、学会でもほにんど不問に付されたまま現在に至っている。この小論は、『観心食法』を天台智顗の撰述講説した文献とすべきか否か、智顗のものであるとすれば、何時頃の著述であるのか、について考察を試みたものである。この二点を解明するに当つて、現在のわれわれに残された研究方法として、智顗の他の著述になる文々句々と、この『観心食法』の文とを比較考察する以外にないのである。

二 『観心食法』について記す文献

佐藤哲英博士の『天台大師の研究』によれば、本書は、最澄（七六七―八二三）や円仁（七九四―八六四）によつて将来さ

れず、円珍（八一四—八九二）の『智証大師将来目録』に、

観心法 一卷 天台^③

とあるのが初見であるといわれる。

しかし湛然（七一—七八二）の『摩訶止観輔行』巻第五之三には、

故に大師、覺意三昧・観心食法及び誦経法・小止観等の諸の心観文に於ては、但だ自他等を以て観じて三仮を推すも、並びに未だ一念三千具足すと云わす^③。

と述べ、湛然の在世当時、『観心食法』は智顗の著述とされ、別行本としてすでに流布していたようである。しかも湛然は、『観心食法』を、智顗の前期時代の講説にかかると『覺意三昧』『観心誦経法』『小止観』と并列に記している。なぜならば、三仮を説くも、一念三千具足を明かさないので、智顗の初期に属する著述であると断定を下している。天台六祖湛然のこの言葉は重視されなければならない。しかし確たる結論を導びけぬ理由は、やはり諸種の問題が残ることによる。

果して、湛然のいう如く、文献学的・思想的にみて、前期時代の著述とみることが妥当かどうか、検討を加えてみる必要がある。

また、志磐が一二五八年から一二六九年にかけて編纂した『仏祖統紀』巻第二十五・山家教典志第十一には、『観心食法』を智顗の真撰になるものと記し^④、巻第三十三・光門光顕

志第十六の六道斛には、

天台の観心食法に、鳴鐘の後、手を斂め一体三宝に供養し、次に出世飯は称して六道に施す。此れ皆な等しく十界を供す。即ち是れ今人の六道に施すは、水陸供を修するの明証なり^⑤。

と記し、本文を抄出している。

また、現存する唯一の注釈書として靈空光謙（一六五—一七三九）の著わした『観心食法略釈』一卷がある。光謙も智顗の真撰になるものという前提で釈している。以下、真偽のほどを確かめることにしよう。

三 『観心食法』の考察

『観心食法』の文と関連する文献を、智顗の著述に求め考察していくことにする。

(1) 「既に座を敷き坐し已つて、維那の進止鳴鐘を聴きて後、手を斂めて一体の三宝に供養し、十方界に徧して仏事を施す。」

まず飲食するに当つて、その修道儀則について記している。智顗は、『国清百録』巻第一の立制法に、

第三に、六時に仏を礼するには、……三たび鐘を下して早く集まり、坐を敷き、香燭を執り互跪す。……第四に、……一次維那とす^⑥。

と述べている。また、敬礼法には、

一心に常住三宝に敬礼す。香華を厳持して如法に供養す。願わくは、此の香華の雲、十方界の一一の諸仏土に徧満して、無量の香、莊嚴して菩薩の道を具足し、如来の香を成就せんと。供養し已つて、如法に行道す。行道し竟つて、常住の三宝を敬礼し、仏を歎じて呪願す。⁽³⁾

とある。これと同趣旨の修道儀規について、金光明懺法にも記されている。また、『法華三昧懺儀』⁽³⁾にも、『国清百録』の右の文と多少異なるが、具体的に述べてある。『観心食法』の文は、右の『国清百録』所収の立制法・敬礼法、金光明懺法および『法華三昧懺儀』などで説く修道儀礼と関連をもっていることが知られる

智顗は飲食に関する具体的な儀規について、やはり『国清百録』巻第一の立制法に、

第六に、其の二時に食する者は、若し身に病なく、病んで頓臥せず。病已に瘳ゆれば、皆な須らく堂に出づべし。食を請い衆に入るを得ず。食する器は鉄と瓦を用いるを聴す。薫油の二器、甌、碗、匙筋は悉とく骨角・竹木・瓢漆・皮蚌をもつて悉とく堂に上るを得ず。また己が鉢を擅触することを得ず。吸い鬚などの声、食を含みて語話すること、自から求索をなして、私に醬菜を將り、衆中に独り噉うことを得ず。犯す者は罰す。三礼して衆に對して懺せよ。第七に、其の大僧の小戒・近行・遠行・寺内悉とく得

ず。盗みて魚肉辛酒を噉い、非時にして食す。察するに、実を得れば同止せず。病、危篤にして、病を瞻るに医語を用い、寺外に出て投治するを除く。則ち罰せず。⁽⁴⁾

と記し、飲食に関する厳しい禁止事項を列挙している。周知のように、智顗は、『次第禪門』『小止観』『摩訶止観』などに、外方便・前方便・二十五方便の具五縁の一つとして、「衣食具足」を明かし、『次第禪門』『方等三昧行法』『小止観』『摩訶止観』などには、やはり二十五方便の調五事の一つとして、「調食」について記している。このように、智顗は、飲食の問題について、若い時代の講説である『次第禪門』より、晩年の『摩訶止観』に至るまで一貫して、並ならぬ関心をもっていたことが知られるのである。

ただし、『国清百録』『次第禪門』『方等三昧行法』『小止観』などが、どちらかというと、飲食に関する外形的な規定である。それに対して、『摩訶止観』やこの『観心食法』は、その名が示すように、飲食を食法すなわち修行法として説いたものである。

(2)「次に出生飯は称して六道に施こす。即ち六波羅蜜を表わす。然して後に此の食を受く。」

この文と関連をもっているのが、『維摩經』巻第上弟子品第三に、

一食を以て一切に施こし、諸仏及び衆の賢聖に供養せば、然る後に食すべし。

とある文である。また、慧思の『隨自意三昧』食威儀中具足一切諸上味品第五には、

菩薩、飲食を得る時、先ず応に呪願すべし。両手を合掌して、心に一切十方の凡聖を念じて、是の言を作す、此の食の色香味、上は十方の仏に獻じ、中は諸の賢聖に奉じ、下は六道品に及ぼす。等しく施こして前後無し。感到随つて皆な飽満し、諸の施主をして、無量の波羅蜜を得せしむ。

と、ある文などに示唆を受けたと考えられる。「出生飯」について、『仏祖統紀』卷第三十三には、

此れに二縁有り。一には、涅槃經に曠野鬼に施こさしむ。毘奈耶律に鬼子母等に施こさしむ。此の曹は本肉を食し人を咬う。仏は此れを化して受戒して殺さず、乃ち弟子に囑して処に随つて食を施こす。今の齋堂に各各衆生食を出すは是れなり。此れは唯だ出家人これを行す。二には餓口經に阿難に託して縁と爲し、餓鬼会を施こさしむ。今の齋堂に別に小斛を具し、食畢りて衆は作法して之れを施こす。或は各各小生斛を具し、夜間に咒施す。此れ道族に通じて之れを行す。

とあり、「出生飯」とは、餓鬼に施こす飲食をいい、僧俗ともに行なっていたことを記録している。諸僧伝によれば、中国において古くより、盂蘭盆齋・觀世音齋・護国金光明三昧

齋・三七齋懺・三千僧齋・三百菩薩大齋・捨身齋・聖僧齋・水陸齋・千僧齋・如来齋法・仁王大齋・百僧齋・普賢齋懺・万僧齋・羅漢齋会などが、懺悔法と関連して実修されていたようである。また、『仏祖統紀』卷第三十三・光門光顯志第十六によれば、天台教団においても、仏祖忌齋・僧齋・設粥・乞食・持齋・出生飯・三長齋・六齋・十齋・七七齋・預修齋・盂蘭盆供・水陸齋・六道斛・放生・改祭などが常時行なわれたようであり、これらと深い関係ありと考えられる。

『法苑珠林』卷第四十一・四十二の受講篇第三十九には、施食部・食時部・食法部・食訖部・咒願部・施福部を設け、関連する経律論の文を列挙している。このように、中国において古くより種々の齋会が実修されたようであり、齋会は飲食供養をともし場合もあることを考えあわせてみると、『觀心食法』のごときものがうまれてくる必然性があつたと思考されるのである。

さて、「施六道」を「六波羅蜜」に充当させるということとは、飲食することの大前提として、単に自からの生命を維持するのみでなく、他者をも生かす。自からが六波羅蜜を具足して仏道にいけるのでなければ、逆に六道に施こすという行為も無意味となつてくる。一食一食が罪業を養うことから解放されるためには、懺悔心を根底として飲食する以外に方法はないようである。すなわち、施六道は懺悔法行に他ならな

いようである。これによつて、自己の命も他者の生命をも救済しようとする大乘菩薩道の提示として受け取つてもよいようである。大乘菩薩道は、他処にあるのでなく、自からに關わる飲食の行爲の中にもあることを教示した。この『観心食法』の教説の深淵さを、改めて思い知らされる。

(3)「夫れ食は、衆生の外命なり。」

右の文と関連するのが、慧思の『隨自意三昧』行威儀品第一の、

飲食布施は、壽命を増長す。……財食等の施は、凡夫生死の身命を増長す。⁽¹⁸⁾

とか、食威儀中具足一切諸上味第五の、新學の菩薩が飲食を受けるに際して、その威儀や心要をしたところに、一切衆生の命、皆な飲食に依つて住す。⁽¹⁹⁾

と述べる文などである。また、智顗の『次第禪門』卷第二には、

夫れ食の法爲るは、本と身を資けて道に進まんと欲す。⁽²⁰⁾

とあり、『方等三昧行法』には、

行者、食を以て命と爲す。之に憑つて道を進む。⁽²¹⁾

と述べ、また、『小止観』には、

夫れ食の法爲るは、本と身を資けて道にすすまが爲めなり。⁽²²⁾

とある。『観心食法』の文は、右の文献と関連をもっている。

いずれも、生命維持のために食物は不可欠であることを明かす。『智度論』には、内命と外命について記している。

(4)「若し観に入らざれば、即ち生死を潤す。若し能く観に入ることを知れば、生死の有辺無辺を分別す。分衛と清衆の淨食とを問わず。皆な須らく観を作すべし。」

ここにいう「観」とは、観心のことである。いかなる形で入手した飲食であれ、観心の立場で食すべきことの必要を記す。『摩訶止観』卷第四上には、

二には阿蘭若処に頭陀抖擻す。放牧の声を絶す、これ修道の処なり。分衛して自から資く。七仏皆な乞食の法を明かし、方等・般若・法華にも皆な乞食をいうなり。路徑若し遠ければ、分衛に勞妨あり。若し近ければ、人物あい喧し。遠からず近からず、食を乞うにすなわち易きは、これ中士なり。……若し観心について食を明かさば、大經に云く、汝等比丘、乞食を行ずるといへども、しかも未だかつて大乘の法食を得ず、と。法食とは、如来の法喜禪悅なり。是の法喜は即ちこれ平等大慧なり。一切の法を觀するに障礙あることなし。⁽²³⁾

と述べ、観心によつて、飲食の差別相を絶する立場を表明している。『摩訶止観』には、右のごとく、飲食の観心積をなしていることに注意しなければならない。両者とも同一観点から述べられてはいるが、法食を平等大慧なりとする『摩訶

止観』の方が、観心の当処に立つて記しているようである。

(5)「これを観する者は、自から此の身内の旧食は、皆な是れ無明煩惱にして、生死を潤益せんことを恐る。」

これと関連する文が、『次第禪門』『方等三昧行法』『小止観』にある。三書とも同趣旨の文であるので、『小止観』の文を挙げておくと、

食すること若し過ぎて飽きぬれば、則ち気は急に身は満ち、百脈通ぜず、心をして閉塞ならしめ、坐するも念は安からざらん。……この二は皆な定を得るの道に非ず。復た次に、若し穢濁の物を食すれば、人の心をして昏迷ならしむ。若し身に宜しからざる物を食すれば、則ち宿病を動じ、四大をして違反せしむ。⁽²⁸⁾

とある。また、『摩訶止観』巻第四下には、

食を調うとは、病を増し眠を増し煩惱を増す等の食は、即ちまさに食すべからざるなり。身を安んじ疾を愈やすの物は、これまさに食すべきところなり。略して之れを言うに、飢えず飽かざる、これ食を調える相なり。尼鍵経に云く、噉食すること太だ過ぐれば、体は回動し難く、痲痺し懈怠し、食するところ消し難く、二世の利を失ない、睡眠して自から苦を受け、迷悶して醒寤し難し。⁽²⁹⁾

とある。直接の典拠にはならないが、いずれも、食べ過ぎれば、さまざまな煩惱を増す結果となるという。すなわち、不飢不飽の調食の必要なるを説き、飲食は己心を左右するもの

であることを断言する。『観心食法』は、心を運んで観をなし、身内の旧食の実相を知ることの要を述べている。

〔付記〕(下)は『愛知学院大学禅研究所紀要』第一〇号に掲載することをお断わりしておく。

- 1 佐藤哲英著『天台大師の研究』二七六―二七七ページ 2
- 『大正蔵』五五・一一〇四c 3 『大正蔵』四六・二九六a
- 4 『大正蔵』四九・二五八c 5 同・三三二a 6 維那について、塩入良道教授は、『初期天台山の教団的性格』(『日本仏教学会年報』第三九号)において、「僧衆の雑事を司る役で健稚を鳴らす用例が多い。」と述べられる。『観心食法』においてもこの意である。 7 『大正蔵』四六・七九三c 8 同・七九四a 9 同・七九六a 10 同・九四九b―九五五c。とくに「法界に充滿して以て仏事を為し三宝を供養す」(同 九五〇c)は本文の典拠となつてゐる。 11 同・七九三c―七九四a 12
- 14 『大正蔵』四九・五四〇b 13 『大正蔵』通卷九八・三五二aとして、大谷光昭著『唐代の仏教儀礼』、塩入良道稿「中国仏教儀礼における懺悔の受容過程」(『印仏研究』第一一卷二号・同「中国仏教における礼懺と仏名經典」(結城教授頌壽記念「仏教思想史論集」五六九―五七九ページ)、道端良秀著『中国仏教史の研究』(『中国仏教思想史の研究』・『中国仏教と社会との交渉』、拙稿「方等陀羅尼經に基づく方等懺法の考察―中国における実修とその意義―」(『宗教研究』第二三七号所収)などがある。
- 16 『大正蔵』四九・三一九b―三三三a 17 『大正蔵』五三・六一―a―六一七a 18 『大正蔵』通卷九八・三四四b―c
- 19 同・三五二d 20 『大正蔵』四六・四八九b 21 同・九四五b 22 『岩波文庫本』六八頁 23 『大正蔵』四六・四二a 24 同・四八九b 25 同・九四五b―c 26 『岩波文庫本』六八―七〇頁 27 『大正蔵』四六・四七a―b

(愛知学院大学講師)